

浜田市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第20号

## 浜田市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

浜田市子ども・子育て支援法等施行細則（平成 26 年浜田市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 20 条第 4 項」の次に「の規定による通知は、教育・保育給付認定通知書（様式第 2 号の 2）により行うものとし、同項」を加える。

第 8 条第 1 項中「保育所等入所承諾通知書（様式第 6 号）」を「保育所については保育所入所承諾書（様式第 6 号）により、認定こども園又は特定地域型保育事業所については利用調整結果通知書（様式第 6 号の 2）」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（利用者負担額等に関する事項の通知）

第 10 条 府令第 7 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 府令第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる事項 保育料決定通知書（様式第 8 号）
- (2) 府令第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる事項 副食費徴収免除決定通知書（様式第 8 号の 2）

第 11 条第 2 項を次のように改める。

2 府令第 9 条第 4 項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 府令第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる事項 保育料変更決定通知書（様式第 9 号）
- (2) 府令第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる事項 免除を決定する場合にあっては副食費徴収免除決定通知書、免除の決定を取り消す場合にあっては副食費徴収免除取消通知書（様式第 9 号の 2）

第 15 条中「保育の」を「教育・保育の」に、「保育所等退所届」を「教育・保育施設退所届」に改める。

第 23 条から第 25 条までを次のように改める。

（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認の申請）

第 23 条 府令第 29 条に規定する申請書は、特定教育・保育施設確認申請書（様式第 21 号）とする。

2 府令第 39 条に規定する申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書（様式第 22 号）とする。

3 府令第 44 条の 2 において準用する府令第 39 条に規定する申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第 23 号）とする。

（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請等）

第 24 条 府令第 31 条、府令第 40 条及び府令第 44 条の 2 において準用する府令第 40 条に規定する申請書は、確認変更申請書（様式第 24 号）とする。

2 法第 35 条第 1 項、法第 47 条第 1 項及び法第 54 条の 3 において準用する法第 47 条第 1 項の規定による届出は、確認変更届（様式第 25 号）により行うものとする。

3 法第 35 条第 2 項、法第 47 条第 2 項及び法第 54 条の 3 において準用する法第 47 条第 2 項の規定による届出は、利用定員減少届（様式第 26 号）により行うものとする。

（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認の辞退）

第 25 条 法第 36 条、法第 48 条及び法第 54 条の 3 において準用する法第 48 条の規定による確認の辞退は、確認辞退届（様式第 27 号）により行うものとする。

第 26 条中「様式第 26 号」を「様式第 28 号」に改める。

第 27 条中「様式第 27 号」を「様式第 29 号」に改める。

第 28 条中「様式第 28 号」を「様式第 30 号」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 3 号から様式第 6 号までを次のように改める。

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 9 号を次のように改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 10 号から様式第 15 号までを次のように改める。

様式第 17 号から様式第 20 号までを次のように改める。

様式第 21 号から様式第 28 号までを次のように改める。

様式第 28 号の次に次の 2 様式を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条から第 28 条までの改正規定並びに様式第 21 号から様式第 28 号までの改正規定及び様式第 28 号の次に 2 様式を加える改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に係る費用徴収規則の一部改正)
- 2 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に係る費用徴収規則（平成 17 年浜田市規則第 86 号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条中「第 10 条又は第 11 条第 2 項」を「第 10 条第 1 号又は第 11 条第 2 項第 1 号」に改める。

様式 略